

諮問番号：諮問第298号

答申番号：答申第298号

答申書

第1 審査会の結論

福岡県粕屋保健福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第78条第1項の規定による費用徴収決定処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

本件各処分の取消しを求めるというもので、その理由は次のとおりである。

- (1) 令和4年度に担当ケースワーカー（以下「CW」という。）に対し、子の給与月額が200,000円を超えているので生活保護（以下「保護」という。）を受給できないのではないか、保護を廃止してもらっても構わない旨を話していたが、世帯の収入が210,000円を超えるまでは保護だと言われ、うやむやにされてきた。
- (2) 保護の継続について明確な回答がない中で、子の給与明細書を提出できていなかったが、処分庁には口頭により夏季のボーナスが支給されることを伝えていた。処分庁からは、令和4年の収入は処分庁で調整するので、令和5年1月からの給与明細書を提出するようと言われたため、同年3月29日に同年1月分から3月分までの給与明細書を提出した。
- (3) また、子は社会保険に加入しているので、子の扶養に入れてもらった方が良いのではないかとの相談もしたが、どちらでも良いという回答だったため、扶養に入ることについての意味がよく分からず、結局、処分庁から交付された診療依頼書のみで病院を受診してきた。

このような状況で、今回の返還を求められた金額のほとんどが医療費との説明を受けた。

- (4) 以上のような経緯があるにもかかわらず、①令和4年の給与の未申告があったと

いう理由で不正受給とみなされたこと、②生活保護費（以下「保護費」という。）は毎月数千円しか支給されていない中、子の扶養に入り健康保険証を使っていれば3割を返還すれば良かったはずが、処分庁の不手際には一切触れることなく、一方的に10割相当額を返還するように言われていることについては、納得できない。

(5) 収入申告の義務についてはC Wから説明を受けており、C Wを通じて保護制度の理解を行っていたという事情がある。

以前にも収入申告の失念によって保護費の返還の義務を負ったことがあり、再度の経済的困窮を回避するため、収入申告書の提出遅延分についてC Wに指示を仰ぎ、その指示どおりに行動することに不自然な点はなく、「不当又は不正に受給しようとする意思」を有していたと結論づけることは相当でないと考える。また、当該事情により、当時C Wの指示に疑念を持って発言内容を証拠化することは困難であった。

2 審査庁の主張の要旨

法第78条第1項の適用及び費用徴収額の算定について、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

よって、本件審査請求は棄却されるべきである。

第3 審理員意見書の要旨

1 判断

(1) 法第78条第1項の適用について

法第61条は、生計の状況に変動があったときの届出の義務を、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第8の3の(1)のアの(ア)は、勤労収入を得ている者については、その収入総額を認定する旨を定めている。

また、法第78条第1項は、不実の申請その他不正な手段により保護を受けた者があるときは保護費を支弁した都道府県又は市町村の長はその費用の額の全部又は一部をその者から徴収する旨を、「生活保護行政を適正に運営するための手引について」（平成18年3月30日社援保発第0330001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「手引」という。）IVの4の(1)は、法第78条第1項の不実の申請その他不正な手段とは、積極的に虚偽の事実を申し立てることはもちろん、

消極的に事実を故意に隠蔽することも含まれる旨を、同(2)は、被保護者が届出又は申告を怠ったことが故意に認められる場合は、保護の実施機関が社会通念上妥当な注意を払えば容易に発見できる程度のものであっても、法第63条でなく第78条第1項を適用すべき旨を定めている。

このことについて、①審査請求人が処分庁に提出した、平成31年4月18日付けの収入申告に係る確認書には、収入申告の義務等について記載されており、処分庁から説明を受け理解したことを認める審査請求人の署名及び押印があること、②収入申告の義務は、保護の実施機関の指導等によることなく、被保護者が自主的に果たすべきものであること、③審査請求人にとっては、令和4年3月31日に本件処分と同様に法第78条第1項の規定による費用徴収決定処分（以下「前回処分」という。）を受けていることを勘案すると、審査請求人は、本件就労収入について収入申告が必要であることを十分に認識していたものと判断できる。

にもかかわらず、審査請求人は、子の令和4年6月分から11月分までの給与及び同年7月分賞与に係る就労認定につき、収入申告書の提出を行っていなかった事実が認められる。

このことは、「積極的に虚偽の事実を申し立てること」又は「消極的に事実を故意に隠蔽すること」に該当し、法第78条にいう「不実の申請その他不正な手段により保護を受け」たものであると言える。

よって、法第78条第1項の適用に違法又は不当な点はない。

(2) 費用徴収額の算定について

「生活保護問答集について」（平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問13-23は、収入認定の際に認められる控除の適用に当たって、法第78条を適用する場合、「意図的に事実を隠蔽したり、収入の届出を行わず、不正に保護を受給した者に対しては、各種控除を適用することは適当ではなく、必要最小限の実費を除き、全て徴収の対象とすべきである。」と定めている。

このことについて、処分庁は、令和4年7月から同年12月までに支給した保護費のうち、子の就労収入が見込額220,100円/月を僅かに下回った令和4年7月分及び9月分給与に係る収入減は「必要最小限の実費」に該当しないと判断の上、332,172円を費用徴収額として決定しているところ、その算定方法に誤り

等は認められない。

(3) その他

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、本件審査請求は理由がないので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により棄却されるべきである。

2 付言

審査請求人は、不正受給の意図の有無について主張しているところ、処分庁から提出されたケース記録等の証拠書類には、当該主張に係る事実関係を確認できる内容がほとんど記録されていない。

よって、処分庁におかれては、不服申立て等の事後救済に際しての検証にも耐え得るよう、被保護者からの申立てがあった場合等には、その内容をケース記録に記載することを徹底するなど、事後処理の改善を図られたい。

第4 調査審議の経過

令和7年11月10日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、令和8年2月17日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

本件処分は、審査請求人の子に未申告の就労収入があることを理由として行われたものであるため、法第78条第1項の適用及び費用徴収額の算定について違法又は不当な点がないかどうか、以下判断する。

1 法第78条第1項の適用について

法第78条第1項は、不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するとしている。手引によれば、「不実の申請その他不正な手段」には、積極的に虚偽の事実を申し立てることはもちろん、消極的に事実を故意に隠蔽することも含まれるとされ（IVの4の(1)）、被保護者が届出又は申告を怠ったことに故意が認められる場合は、保護の実施機関が社会通念上妥当な注意を払えば容易に発見できる程度のものであっても法第63条でなく法第78条を適用すべきであるとされている（IVの4の(2)のウ）。

本件についてこれを見ると、審査請求人は、子の令和4年6月分から11月分までの給与及び同年7月分賞与に係る就労収入につき、収入申告書の提出を行っていなかった事実が認められるところ、審査請求人が処分庁に提出した平成31年4月18日付けの収入申告に係る確認書には、収入申告の義務等について記載されており、処分庁から説明を受け理解したことを認める審査請求人の署名及び押印があること、収入申告の義務は、保護の実施機関の指導等によることなく、被保護者が自主的に果たすべきものであること、審査請求人にとっては、本件処分に先立ち、本件処分と同様の事案において前回処分を受けていることを勘案すると、審査請求人は、本件就労収入について収入申告が必要であることを十分に認識していながら収入申告書の提出を行っていなかったものと判断される。

したがって、処分庁が、審査請求人は「不実の申請その他不正な手段により保護を受け」た者に該当するとして、法第78条第1項に基づく費用徴収を決定した判断に、違法又は不当な点は認められない。

2 費用徴収額の算定について

法第78条に基づく徴収金は、不正受給額全額であり、実施機関の裁量の余地はないとされている（問答集問13-22）。

また、保護の実施要領に定める収入認定の規定は、収入状況について適正に届出が行われたことを前提として適用されるものであることから、法第78条を適用する場合に各種控除を適用することは適当ではなく、必要最小限の実費を除き、全て徴収の対象とすべきとされている（問答集問13-23）。

よって、処分庁が、医療費の一部に相当する額を費用徴収額から除外しなかったことに、違法又は不当な点は認められない。

そのほか、費用徴収額の算定方法に誤り等は認められず、処分庁が332,172円を本件処分における費用徴収額と決定したことに、違法又は不当な点は認められない。

3 審査請求人の主張について

審査請求人は、不正受給の意図はなかったこと、また、処分庁の不手際により医療費の全額を費用徴収されることとなったことに納得できない旨を主張しているが、前述のとおり、審査請求人は本件就労収入について収入申告が必要であることを十分に認識しながらこれを怠ったものであると判断されること、また、法第78条第1項の規定による費用徴収の対象については問答集問13-23のとおりと解されることか

ら、審査請求人の主張を採用することはできない。

4 その他

そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は理由がないというべきである。

加えて、審理員の審理手続をみても、行政不服審査法の規定に従い、処分庁に対しては弁明書の提出依頼を、審査請求人に対しては弁明書の送付及び反論書の提出依頼をしたことが認められ、その手続は適正なものと認められる。

5 結論

以上のことから、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

福岡県行政不服審査会第1部会

委員 大 脇 成 昭

委員 平 岩 みゆき

委員 吉 岡 秀 樹